

足場からの墜落防止措置が強化されます

～安全を第一に考え、作業手順を遵守し、事故を防止しましょう～

令和4年度の建設業の労働災害は墜落・転落が最多で、死亡者数で約41%、死傷者数で約32%を占めています。例年、墜落・転落が占める割合が高い傾向にあります。（なお、近畿地方整備局の直轄工事においても、令和3年度に、墜落・転落で死亡事故が1件発生しています。）

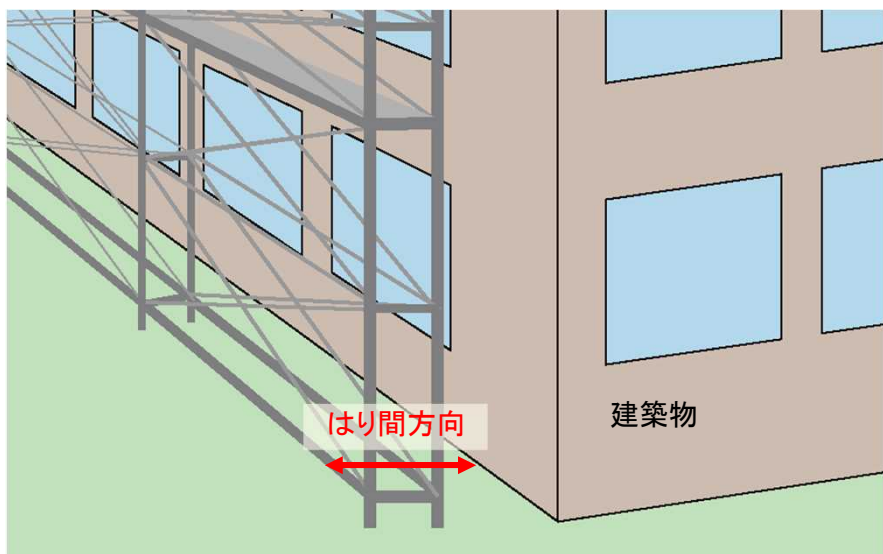
これを受け、労働安全衛生規則（以下「安衛則」）が改正され、令和5年10月および令和6年4月以降、足場からの墜落防止措置を強化することとなりました。

1 一側足場の使用範囲が明確化されます

R6.4.1施行

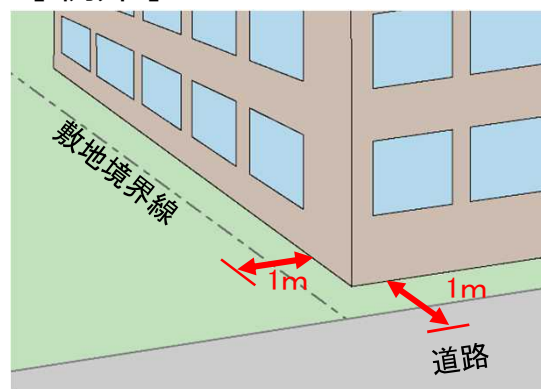
幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

「幅が1メートル以上の箇所」とは？



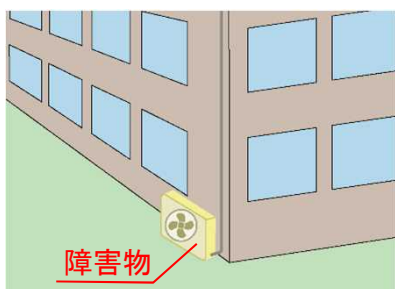
床面で、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1 m以上ある箇所のことをいいます。

【例外】

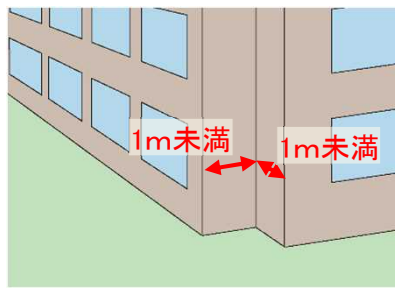


幅が1 m以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合などについては含まれません。

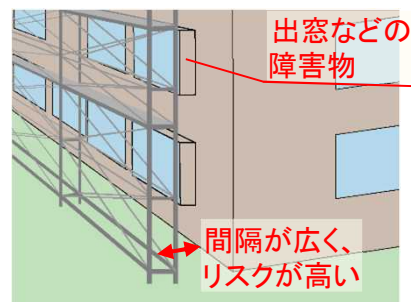
どんなときに本足場を使用することが困難？



①撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



②建築物等の外面の形状が複雑で、1 m未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



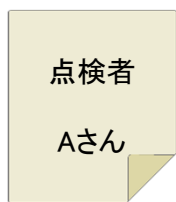
③建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落のリスクが高まる時

2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

R5.10.1施行

事業者及び注文者が**足場の点検**（つり足場を含む）を行う際は、**あらかじめ点検者を指名**することが必要になります。

指名の方法（下記①～④など）



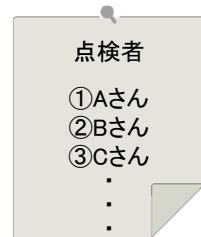
①書面で伝達



②朝礼等に口頭で伝達



③メール、電話等で伝達



④予め決めた順番を伝達

3 点検者の氏名の記録・保存が必要になります

R5.10.1施行

足場の組立て、一部解体、変更などの後の点検後に、上記2で指名した**点検者の氏名を記録・保存**することが必要になります。



詳しくは「足場からの墜落防止措置が強化されます」をご参考ください
<https://www.mhlw.go.jp/content/001108426.pdf>（厚生労働省HPより）



トラックでの荷役作業時の安全対策が強化されます

～ 改正内容をしっかり理解し、対応しましょう～

荷役作業に係る労働災害が多発していることを踏まえ、安衛則及び安全衛生特別教育規程が改正され、**令和5年10月および令和6年2月以降、荷役作業時における安全対策を強化**することとなりました。

1 昇降設備設置、保護帽着用義務の範囲が拡大されます

R5.10.1施行

※その他「2 テールゲートリフターの操作に係る特別教育の義務化（R6.2.1施行）」等は、厚生労働省HPをご覧ください

昇降設備・保護帽について

新たに最大積載量 2トン以上5トン未満の貨物自動車において、昇降設備の設置および保護帽の着用が義務づけられます。



昇降用ステップは、可能な限り乗降グリップがあり、**三点支持等により安全に昇降できる形式のもの**としましょう

	2t未満	2t以上5t未満	5t以上
昇降設備の設置および保護帽の着用	△	●※ △※	○

※保護帽で別途規定あり



型式検定に合格した「**墜落時保護用**」を使用しましょう



詳しくは「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます」をご参考ください
<https://www.mhlw.go.jp/content/001108427.pdf>（厚生労働省HPより）

